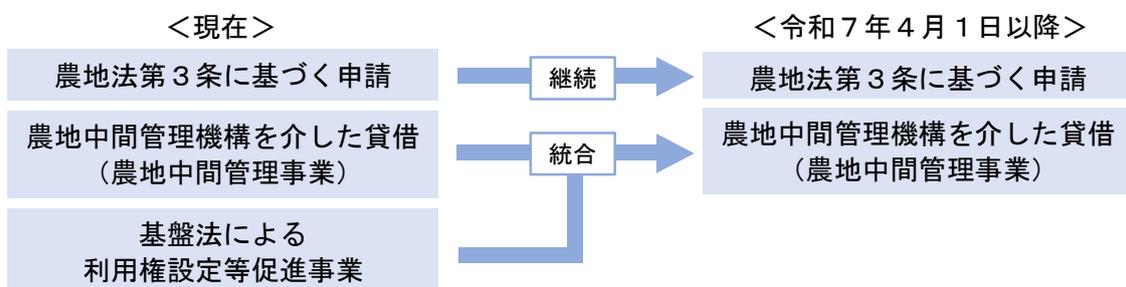


## 農地の貸借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法（基盤法）※の改正により，利用権設定等促進事業は，令和7年3月末で廃止され，農地中間管理機構（農地バンク）を介した「農地中間管理事業」へ統合されます。

なお，利用権設定等促進事業の廃止後に終期を迎える契約は，設定した期間満了日まで有効です。

※農地の分散化を解消し，農地の集約化を進めるとともに，担い手の確保・育成等を図るための関係法令。



**基盤法による利用権設定等促進事業の契約を希望する場合は、  
令和7年2月28日(金)までに農業委員会事務局へ申し出てください。  
これより後の手続きは一切できませんのでご注意ください。**

### 農地中間管理事業とは

#### 特徴

- ・農地バンクが市等と連携し，農地の貸し借りを調整します。
- ・賃借料は，農地バンクが借人から徴収し，所有者へ支払います。
- ・農地は，契約終了後，所有者へ返還されます(更新も可能です)。
- ・申し出から契約開始まで最短3ヶ月かかります。

#### 農地バンクが借り受ける農用地の基準

- ・市街化区域外の農用地であること。
- ・借受希望者が見込まれる農用地であること。
- ・再生不能な遊休農地など，著しく利用困難な農用地でないこと。
- ・登記名義人が明らかである農用地に限る。

(共有持分の二分の一を超える同意が得られる場合を含む)



※詳しくは，お近くの 農業委員，農地利用最適化推進委員 又は  
農業委員会事務局 地域計画係 ☎ 22-2111 (内線 724) へお問い合わせください。

# 耕作放棄地の解消を支援します！ 遊休農地再生事業補助金

市では、過去1年以上作物が栽培されず、今後も再び耕作される見込みのない遊休農地を引き受けて、再生作業を行う農業者等に対し、費用の一部を支援します。



## 対象者の主な要件

- ・遊休農地を借受（購入）した認定農業者や認定新規就農者等の担い手農家。
- ・事業実施後、その農地を5年以上継続して営農すると見込まれる者。

## 対象農地の主な要件

- ・毎年農業委員会が行う農地パトロールで、遊休農地と認定されている農地。
- ・再生作業による営農再開が、農業の振興に寄与すると見込まれる農地。

## 支援対象の主な作業と内容

- ①障害物除去作業（農業上の利用を妨げる樹木等の伐採作業）
  - ②深耕作業（樹木の根等の除去作業）
  - ③整地作業（①、②の終了後、農業上の利用が可能な状態にする整地作業）
- ※上記の作業に要した費用に対して、10アール当たり3万円を限度とする補助金を交付します。（3万円未満の場合はその額を限度とする。同一の農地に対する補助金の交付は1回限り。）

## 農用地あっせん情報

令和6年7月18日委員会承認

所在	地目		面積(m <sup>2</sup> )	希望内容
	登記	現況		
東方字迫村前	畑	畑	615	売渡
東方字迫村前	畑	畑	372	売渡
小牧字拂田平	畑	畑	299	売渡
小牧字拂田平	畑	畑	332	売渡
小牧字拂田平	畑	畑	486	売渡
新西方字狐迫	畑	畑	855	売渡
開聞川尻字古川迫	畑	畑	665	売渡
十町字権ヶ山	畑	畑	454	貸付

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724